

秋田県告示第187号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成29年3月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
石川建具店
湯沢市杉沢字後ヶ沢257番地2
石川春夫
秋田県知事許可（般-24）第10633号
- 3 処分の内容
建具工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成29年3月21日付けで建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。